

国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程の一部改正

| 現行 | 改正 | 改正理由 |
|--|--|---|
| <p>本則 (候補者の推薦) 第5条 1・2 (略) 3 推薦資格者は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則第4条第1項に定める常時勤務を要する本学の職員とする。ただし、前項の公示日において別に定める者は推薦資格者となることができない。 4・5・6 (略)</p> | <p>本則 (候補者の推薦) 第5条 1・2 (略) 3 推薦資格者は、<u>次に掲げる職員とする。ただし、前項の公示日において別に定める者は推薦資格者となることができない。</u> <u>(1)国立大学法人東京農工大学職員就業規則第4条第1項に定める常時勤務を要する本学の職員</u> <u>(2)国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則(以下「特定有期雇用職員就業規則」という。)第7条の2に基づき任期の定めのない特定有期雇用職員となった職員</u> <u>(3)特定有期雇用職員就業規則第7条の3に基づき期間の定めのない特定有期雇用職員となった職員</u> 4・5・6 (略)</p> | <p>特定有期雇用職員のうち、任期の定めのない職員となった者及び期間の定めのない職員となった者に対し、候補者の推薦資格を付与するための改正</p> |

附 則 (令和4年8月1日選規程第44号)
 この規程は、令和4年8月1日から施行する。